

# キャッシュレス決済推進補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式への対応が求められていることを受け、店舗等における事業者の現金の取扱い機会を減らすことを目的にキャッシュレス決済の導入を補助します。

## 支給対象

次の①～④のすべてを満たす方が対象です。

- ① 市内店舗等で営業を行う特定業種※<sup>1</sup>以外の小規模事業者※<sup>2</sup>（法人または個人事業主）
- ② 申請日時点で事業を開始しており、申請日以降、**少なくとも1年以上同一店舗で事業を継続する予定**であること
- ③ 市内店舗等で令和3年4月1日から令和3年10月31日までにキャッシュレス決済（クレジットカード決済・電子マネー決済・バーコード決済・非接触型決済等）の**新規導入**を予定していること（ただし、**申請期限は令和3年9月30日まで**）
- ④ 経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと

※1 「小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」を主たる事業として営む方が対象です。また、公的団体等のほか、性風俗業及び宗教団体や政治団体は除きます。

※2 従業員数が5人以下（日本標準産業分類小分類「旅行業」を営む場合は20人以下）の事業者とします。（注意）市内に住所を有するの個人事業主であっても、市内店舗等で営業していない場合は対象外です。

## 支給額

- ◆ キャッシュレス決済導入に要する**対象経費の3分の2以内**（千円未満切り捨て）  
※**上限10万円**。複数店舗の場合は、**5事業所まで申請可能**（**最大10万円×対象事業所数まで**）

## 対象経費

- ◆ **設備投資費**（期間内に設置・支払いが完了したものに限り）
  - ・決済端末（クレジットカード決済端末等）、モバイル端末（専ら決済に活用するタブレット等）、バーコードリーダー、決済表示用ディスプレイ、レシートプリンタ、Wi-Fiルーター（専ら決済端末等の接続に要するものに限り）
- ◆ **初期費用**（期間内に実施し、支払いが完了したものに限り。利用料を除く。）
  - ・初期登録手数料（初期設定費やシステム組込費、導入サポート費、利用のための出資金を含む。）

### 【対象外となるもの】

- ・維持費（利用料、決済手数料、トランザクション料金）、キャッシュドローア購入費等

## 手続き方法

申請書は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所生活支援臨時相談室窓口にて受け取ることが出来ます。

### 必要書類の準備

- 伊那市キャッシュレス推進補助金交付申請書
- 伊那市キャッシュレス推進補助金予算書、見積書及びカタログ等
- 設置場所説明図（配置図等）及び設置予定場所の導入前の写真
- 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）又は登記事項証明書の写し（法人の場合）
- 許可証等の写し（許可等を要する業種を営む者の場合）

### 市役所に提出

- 伊那市役所本庁舎 2階生活支援臨時相談室に申請書類一式を提出します。
- 内容を確認後、市役所から交付決定通知書が届きます。**【申請期間】令和3年4月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで**

### 実績報告

- 申請した工事や設備投資が完了した後に、「伊那市キャッシュレス推進補助金実績報告書」、「伊那市キャッシュレス推進補助金決算書」、領収書の写し及び導入後の写真を揃えて市役所に提出します。

### 金額確定

- 実施内容を精査して補助金額を確定した後、請求書をご提出いただき、指定口座に2～3週間程度で振り込みを行います。

（注意）**正当な理由なく市税や料金等に未納がある場合には支給対象外となる場合がございます。新型コロナウイルス感染症が原因で納付が困難な場合には、本支援金の申請前に市税や料金等の担当課にご相談いただき、猶予制度の申請等の活用をご検討ください。**

【お問い合わせ先】伊那市 生活支援臨時相談室 または 商工振興課  
TEL:0265-78-4111(内線2432、2433) メール:skk@inacity.jp